

| | | |
|------------------|----------------------|--|
| 被 処 分 者 | 認 定 証 番 号 | 茨城県公安委員会 認定第989号 |
| | 自動車運転代行業者 の名称又は記号 | 日立令和代行 |
| | 主たる営業所が所在する市町村 | 茨城県日立市 |
| 処 分 年 月 日 | | 令和3年5月6日 |
| 処 分 内 容 | | 営業停止命令 (令和3年5月13日から同年5月24日まで(12日間)) |
| 処 分 理 由 | | 指示により付された違反点の累積が、営業停止の基準に達したため。 |
| 根 拠 法 令 | | 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第23条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令第5条 |
| 処分を行った公安委員会 | | 茨城県公安委員会 |